



cutting through complexity

「IFRS第9号の延期を認めるというIASBの決定により、保険契約プロジェクトに終止符を打たなければならないというプレッシャーが高まっている」

—KPMG International Standards Group, KPMGグローバルIFRS
保険リーダー
Joachim Kölschbach



グローバルな保険会計へ向けて

この保険ニュースレターでは、2015年9月に行われたIASBの保険契約プロジェクトにおける議論を取り上げています。

ハイライト

適用日の相違がもたらす影響への対処

- IASBは、一部の財務諸表利用者にとって主要な懸念事項であるボラティリティに焦点を当てたIFRS第4号「保険契約」の暫定的な改訂案を決定した。
- IASBはまた、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する特定の企業に、IFRS第9号「金融商品」の適用日の延期を認める決定を行った。
- IASBは、デュー・プロセス要件の充足及びIFRS第4号を改訂する公開草案の投票プロセスの着手を承認した。

市場変数の変動の分解

- 市場変数の変動の影響は、割引率の変動による影響と同様、包括利益計算書に表示される。
- IASBは、キャッシュフローの変動及び保険投資費用に関する会計処理、並びに経済的ミスマッチがない保険契約のための当期簿価利回り(CPBY)アプローチの使用について決定した。

直接連動の有配当契約に関するリスクの軽減

- IASBは、直接連動の有配当契約のヘッジ活動から生じる会計上のミスマッチの問題に対処した。

FASBとIASBの保険契約プロジェクトのアップデート

- IASBとFASBは合同で、両者の保険契約プロジェクトの進捗状況に関する情報交換を行った。

適用日の相違及び有配当契約に関する決定

これまでの経緯

IASBは2007年5月、ディスカッション・ペーパー「保険契約に関する予備的見解」を公表し、保険プロジェクトの現在のフェーズの作業を開始した。さらに最近になって、IASBは、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7。以下、「公開草案」という)を発行し、保険契約の改訂案を再公開してコメントを求めた。

2014年1月から、IASBは公開草案を通して挙げられた問題点について再審議を行っている。当初は無配当契約が焦点であったが、現在は有配当契約のために必要な修正について焦点が当てられている。

その他の基準書との関係

IASBはその検討過程において、保険契約の会計が他の既存または将来の基準と整合しているかについても検討しており、その中には新しい収益認識に係る基準書(IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」¹⁾)が含まれている。公開草案に含まれるガイダンスの多くは、IASBとFASBの収益認識に関する共同基準書に沿うように立案されている。

IASBは、IFRS第9号「金融商品」²⁾が保険者の投資の大部分をカバーすることから、新しい金融商品会計基準(IFRS第9号「金融商品」)においてなされた多くの決定についても考慮しており、その中には当該基準と最終の保険契約に関する基準書がどのように関係するか、ということも含まれていた。加えて、IASBは、IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の相違がもたらす影響への最善の対処方法についても調査している。

内容

適用日の相違がもたらす影響への対処	3
市場変数の変動の分解	21
直接連動の有配当契約に関するリスクの軽減	30
FASBのプロジェクトのアップデート	35
別表:IASBの再審議の要約	37
マイルストーンと今後のスケジュール	47

2015年9月のIASB会議

9月の会議でIASBは、IFRS第9号と新しい保険契約に関する基準書の適用日の相違の影響及び有配当契約に焦点を当てた。

適用日の相違

2015年8月から9月に、IASBは、IFRS第9号と新しい保険契約に関する基準書の適用日の相違に関する懸念について利害関係者からのフィードバックを募集した。IASBは、この問題に関するフィードバックを検討し、「上書き(overlay)アプローチ」と「延期(deferral)アプローチ」に関連した様々な提案を決定した。

これらの提案によれば、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行することが重要な活動である企業は、遅くとも2021年1月1日以降に開始する報告期間までの間、報告企業レベルでIFRS第9号の適用を延期することが認められる。2021年1月1日に開始する報告期間より前及びその後の報告期間においては、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険事業に関連する資産を保有する企業は、新しい保険契約に関する基準書の適用日までの間、IFRS第9号と同時に上書きアプローチを適用することができる。

有配当契約

無配当契約に関する決定の分析と有配当契約に関する決定の調整を終えた後で、IASBは市場変数の変動に起因する有配当契約の測定における変動の分解について多くの決定を行った。

IASBは、以下の場合に生じる会計上のミスマッチに企業が対処することを決定した。

- 企業が保証が組み込まれた保険契約の会計処理に変動手数料アプローチを使用し、かつ、
- デリバティブを使用して、保険契約に組み込まれた保証から生じるリスクをヘッジする場合。

プロジェクトの状況

IASBはまた、FASBと合同で会議を行い、それぞれの保険契約プロジェクトの進捗をアップデートした。

IASBは、再審議事項のほとんどを完了した。残りの論点には、一般的なモデルと変動手数料アプローチの違いの評価、表示及び開示規定があるが、完了は間近である。他のすべての再審議が完了するまでは適用日について議論されることはない。

IASBは、保険契約に関する最終基準書を2016年中に発行する予定である。

1 IFRS最終基準書の詳細 IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年9月)を参照。2015年7月、IASBはIFRS第15号の一部改訂を公表した。詳細は「IFRS最新提案の解説:公開草案「IFRS第15号の明確化」」を参照。

2 IFRS最終基準書の初見分析 IFRS第9号「金融商品」(2014年9月)を参照。

適用日の相違がもたらす影響への対処

IASBは、2つのアプローチに焦点を当て、IFRS第4号の修正及びIFRS第9号の適用延期を決定した。

2つの代替的アプローチ

論点

今年の初めにIASBは、新しい保険契約に関する基準書の最も早い可能性のある適用日は、もはやIFRS第9号の適用日の2018年1月1日と一致することはないことを示した。これは、IASBが2016年までに新しい保険契約に関する基準書を発行して最終化することはできないと予想しており、また、準備のために約3年の期間を許容することを決定していたからである。したがって、予想適用日は2020年より前ではない可能性がある。

適用日の相違がもたらす影響に関する様々な見解

IASBは、適用日の相違に関する市場関係者からのフィードバックを募集した。買い手及び売り手の株式アナリスト、クレジットアナリストを含む財務諸表利用者の多様なグループから意見を求めた。

IASBには、IFRS第9号の適用日と新しい保険契約に関する基準書の適用日の相違により、財務諸表利用者にとって保険会社の財務諸表がより理解し難いものになるか否かについて様々な見解が寄せられた。

保険会社の財務諸表が理解し難い物にはならないと考える人は、当期純利益のボラティリティはすでに保険会社の財務諸表では通常のことであり、多くの財務諸表利用者は保険会社の財務業績を理解するために必要な調整を行っていると考えていた。さらに彼らは、保険会社の資本及び剩余の状況に注目しており、包括利益計算書にはあまり注目していないと指摘する者もいた。その他には、増加したボラティリティにより、投資家にとって保険業界がより不確実であり魅力的ではないものにみえてしまうと考える者もいた。

上書きアプローチと延期アプローチ

IASBは、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業が上書きアプローチを使用できるようにIFRS第4号を改訂することについて多くの支持を得た。上書きアプローチは、IFRS第9号をIFRS第4号と同時に適用する場合に生じる追加のボラティリティを当期純利益から取り除き、その他の包括利益(OCI)で認識するアプローチである。2015年7月、IASBはこのような改訂を支持することを決めた。

IASBには、IFRS第9号の適用日を延期する「延期アプローチ」の使用及び当該アプローチを適用するレベル(すなわち、報告企業レベルか報告企業より下位のレベルか)に関する様々な見解が寄せられた。

多くの財務諸表利用者は、保険業界内での比較可能性が重要であり、オプションよりむしろ強制的なアプローチをIASBが提案することが望ましいと述べた。

IASBスタッフは、これらの懸念及び問題に対処するために以下の選択肢を検討した。

選択肢	詳細な情報
1 現行のIFRS第4号のオプションを使用する。	現行のIFRS第4号のもとで適用可能なオプションに関する詳細は、 「IFRS Newsletter Insurance-Issue 46 グローバルな保険会計へ向けて」 を参照のこと。
2 IFRS第4号を修正する。	このオプションに関するIASBの決定については、 「IFRS Newsletter Insurance-Issue 47 グローバルな保険会計へ向けて」 を参照のこと。 IASBの追加検討及び決定事項については、後述の「上書きアプローチ」を参照のこと。
3 一定の状況において、IFRS第9号の適用日を延期する。	9ページの「延期アプローチ」を参照のこと。

**IASBスタッフは、IFRS
第4号の改訂により、
上書きアプローチが
一部の財務諸表利用
者の主要な懸念事項
であるボラティリティ
に焦点を当てることに
なると考えた。**

上書きアプローチ

IASBスタッフの提案

IASBは2015年7月に、IFRS第4号を改訂することを決定した。特定の資産について、企業は以下の差額を当期純利益から除外しOCIを通じて認識することが認められる。

- IFRS第9号のもとで当期純利益に認識される金額
- IAS第39号「金融商品：認識と測定」のもとで当期純利益に認識される金額

当該調整を実施する際、企業はIFRS第9号を全面適用するが、以下のすべてに該当する資産について、上記の調整を当期純利益及びOCIに対して行うことになる。

- IAS第39号のもとで償却原価または売却可能資産に分類されていた資産
- IFRS第9号のもとでFVTPLに分類される資産
- 保険事業に関連する資産

また、当該調整は以下の両方に該当する企業にのみ適用される。

- IFRS第4号に基づいて会計処理される保険契約を発行する企業
- IFRS第4号とIFRS第9号を同時に適用する企業

2015年9月の会議でIASBスタッフは、以下の項目について、上書きアプローチを許容するという2015年7月に行われた決定を精緻化するための提案を行った。

項目	IASBスタッフの提案及び検討
上書きアプローチ の適用要件	<p>IASBスタッフの提案</p> <p>企業は以下の両方の要件を満たす金融資産について、上書き調整を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none">● IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約に関連する資産として、企業が指定する金融資産● IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類されるが、IAS第39号のもとではFVTPLに分類されなかつたであろう金融資産 <p>金融資産とIFRS第4号の適用範囲の保険契約の関係に変更が生じた場合にのみ、企業は金融資産の指定を見直すことができる。</p> <p>IASBスタッフの検討</p> <p>保険事業に関連する資産は以下から構成されると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">● 予想保険金及び予想保険関連費用から生じる負債の決済に充てるために企業が使用する資産● 以下のいずれかに該当する余剰資産<ul style="list-style-type: none">- 以下のいずれかに備えるための資産<ul style="list-style-type: none">- より頻発する保険事故（すなわち、異常に高い消滅）- より深刻な保険事故（例えば、壊滅的な気象関連事故）- 予想より早期に決済を要求される場合

項目	IASBスタッフの提案及び検討
上書きアプローチの適用要件(続き)	<p>このアプローチは、IFRSが保険事業を定義していないという事実を反映している。それ自体は、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約に関する金融資産に対して適用するために、調整範囲を制限することを意図している。</p> <p>保有目的の実質的な変更がある場合(例えば、セグメント間の移動)には、金融資産を再指定することが適当である可能性がある。</p>
移行規定	<p>IASBスタッフの提案</p> <p>上書きアプローチの適用の開始</p> <p>企業は、IFRS第9号を最初に適用(早期適用を含む)する時にのみ、上書きアプローチの適用開始が認められる。上書きアプローチを適用せずにIFRS第9号の適用を開始した企業は、事後的に上書きアプローチを適用することは認められない。</p> <p>企業は、上書きアプローチを適格金融資産に対して遡及的に適用しなければならない。以下の差額を、OCI期首残高の調整として認識しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 適格金融資産の公正価値 • IFRS第9号への移行直前におけるIAS第39号に基づく償却原価または取得原価の帳簿価額 <p>IFRS第9号に基づいて比較情報を修正再表示する場合にのみ、上書きアプローチを反映するために比較情報を修正再表示する。</p> <p>上書きアプローチの適用の停止</p> <ul style="list-style-type: none"> • 企業は、新しい保険契約に関する基準書を適用する時に、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。 • 企業は、新しい保険契約に関する基準書を適用する前に上書きアプローチの適用を停止することもできる。 <p>企業が上書きアプローチの適用を停止する場合、OCIに累積された過年度の上書き調整額を、表示される最も早い報告期間の期首時点で利益剰余金に振り替えなければならない。</p> <p>IASBスタッフの検討</p> <p>OCI累計額の期首調整というIASBスタッフの提案は、IFRS第9号により要求される移行時の調整と同様である。</p> <p>上書きアプローチの適用を停止する際に提案されたOCIから剰余金への振替えは、2013年の公開草案の移行規定の提案と同様である。これらは、新しい保険契約の基準書へ移行する際には、いかなる移行時の調整も利益剰余金の期首残高に対する調整となると規定している。</p> <p>企業が新しい保険契約に関する基準書を適用する前に、上書きアプローチの適用を停止するオプションを有するとすれば、この方法は比較可能性に係る懸念を軽減することができる。</p>

項目	IASBスタッフの提案及び検討	
金融資産の再指定	IASBスタッフの提案	
		企業は、金融資産が適用要件を初めて満たす日に、金融資産に対して将来に向かって上書きアプローチを適用しなければならない。
		金融資産が適用要件をもはや満たさない場合、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。当該資産に対する上書き調整に係るOCI累計額は、ただちに当期純利益に振り替えなければならない。
表示及び開示	IASBスタッフの検討	
		IASBスタッフの見解では、この会計処理はOCI累計額を追跡し、金融資産の認識が中止されたときに残高を当期純利益に認識することと比較すれば、運営上の複雑さが軽減される。
	IASBスタッフの提案	
		企業は、上書きアプローチを適用する場合、当期純利益またはOCI、あるいはその両方に単一の科目で上書き調整の金額を表示しなければならない。
		また企業は、以下の開示を行わなければならない。
		<ul style="list-style-type: none"> • 上書き調整を行っている事実及び上書き調整が関連する金融資産 • 上書き調整を行う金融資産の決定に関する方針 • 各報告期間における上書き調整合計額の説明。上書き調整がどのように行われているかを財務諸表利用者が理解できるような方法で開示する • 包括利益計算書における表示科目に対する上書き調整の影響(包括利益計算書において個別に識別していない場合)
移転と再指定		
金融資産の移転と金融資産の再指定について、企業は以下の開示も行う必要がある。		
新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融商品		上書きアプローチの適用範囲から除外される金融商品
当期純利益及びOCIにおける上書き調整の金額		当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整の金額 OCI累計額から当期純利益への振り替えの対象となる上書き調整の金額

項目	IASBスタッフの提案及び検討
表示及び開示 (続き)	<p>IASBスタッフの検討</p> <p>上書きアプローチを適用する企業とそうでない企業との間の比較可能性は、財務諸表利用者が上書き調整をしなかった場合の税引前利益を計算することができるか否かに依存する。したがって、上書き調整の合計額が適切に表示されることが重要である。</p> <p>IASBスタッフは表示形式について厳格な要求をしないことを提案した。これは、業績の理解に最も目的適合性のある表示を企業が決定することを認めているIAS第1号「財務諸表の表示」と整合的である。</p>

IASBの議論

IASBスタッフの提案	IASBの議論
上書きアプローチの適用要件	<p>一部のIASBメンバーは、IASBスタッフが上書きアプローチに含まれる金融資産または上書きアプローチから除外される金融資産の例示を結論の根拠において提供することを提案した。同じIASBメンバーは、保険会社における非保険事業(例えば、銀行業)に関するあらゆる金融資産は適用範囲から除外されることをIFRS第4号の改訂において明確化することを要求した。</p>
移行規定	<p>あるIASBメンバーは、企業が上書きアプローチの適用を停止した時に、過年度の上書き調整額をOCI累計額から利益剰余金へ振り替えるという提案を明確化するようにIASBスタッフに要求した。IASBメンバーは、すべての残高は以下のうちいずれか遅い時点で振り替えるべきであると提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 表示される最も早い報告期間の期首 • 上書きアプローチが最初に適用された報告期間の期首 <p>一部の国・地域では比較情報が5年まで要求されることを考慮し、IASBはこの明確化はIASBスタッフの提案に追加されると合意した。</p>
表示及び開示	<p>一部のIASBメンバーは、上書きアプローチを表示するための異なる方法を提案した。例えば、上書き調整は以下のいずれかにより表示されるべきであると提案された。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 包括利益計算書における单一の科目で表示する。 • 少なくとも当期純利益に表示する。 • 当期純利益、OCI及び持分変動計算書において单一の科目で表示する。 <p>一部のIASBメンバーはまた、企業は上書き調整を分解して表示することを考えた。</p>

IASBの決定

IASBは、上記で議論した移行規定及び開示の明確化を含むIASBスタッフの提案に同意した。

項目	IASBの決定
上書きアプローチの適用要件	<p>企業は以下の両方の要件を満たす金融資産について、上書き調整を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約に関する資産として、企業が指定する金融資産 IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類されるが、IAS第39号のもとではFVTPLに分類されなかつたであろう金融資産 <p>IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約に関する金融資産の指定は、当該金融資産と保険契約の関係に変更が生じた場合のみ見直される。</p>
移行規定	<p>企業は、IFRS第9号を最初に適用（早期適用を含む）する時にのみ、上書きアプローチの適用を開始することができる。</p> <p>上書きアプローチは、IFRS第9号への移行時に、適格金融資産に対して遡及的に適用する。IFRS第9号への移行直前における適格金融資産のIAS第39号のもとの償却原価または取得原価の帳簿価額と公正価値との差額と同額を、OCI累計額の期首残高の調整として認識する。</p> <p>IFRS第9号に基づいて比較情報を修正再表示する場合には、上書きアプローチを反映するために比較情報を修正再表示する。</p> <p>新しい保険契約に関する基準書を適用する時に、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。また、それ以前の報告期間に停止することもできる。</p> <p>上書きアプローチの適用を停止する場合、OCIに計上された過年度の上書き調整累計額全額を、以下のうちいずれか遅い時点で、利益剰余金に振り替える。</p> <ul style="list-style-type: none"> 表示される最も早い報告期間の期首 上書きアプローチが最初に適用された報告期間の期首
金融資産の再指定	<p>企業は、適用要件を満たす場合、金融資産に対して将来に向かって上書きアプローチを適用することができる。</p> <p>金融資産が適用要件をもはや満たさない場合、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。当該資産の上書き調整に係るOCI累計額全額は、ただちに当期純利益に振り替える。</p>

項目	IASBの決定
表示及び開示	<p>上書き調整を適用する企業は、当期純利益またはOCI、あるいはその両方に上書き調整の金額を単一の科目で表示する。企業は、上書き調整の金額を分解して当期純利益に表示することもできる。</p> <p>上書きアプローチを適用する企業は、各報告期間において、以下の開示を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 上書き調整を行っている事実及び上書き調整が関連する金融資産 • 上書き調整を行う金融資産の決定に関する方針 • 各報告期間における上書き調整合計額の説明を、上書き調整がどのように行われているかを財務諸表利用者が理解できるような方法で開示する。特に、企業グループ間の移動や金融資産の指定について以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 新たに上書きアプローチの適用範囲となる金融資産に関する当期純利益及びOCIにおける上書き調整の金額 - 金融資産が上書きアプローチの適用範囲から除外されなかった場合に、その期の当期純利益及びOCIで認識される上書き調整の金額 - 上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産について、OCI累計額から当期純利益へ振替えた上書き調整の金額 • 包括利益計算書における表示科目に対する上書き調整の影響(包括利益計算書において個別に識別していない場合)

IASBは、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する特定の企業に対して、IFRS第9号の適用の延期を認めることを決定した。

延期アプローチー主な検討事項

論点

2015年7月、IASBは、特定の状況においてIFRS第9号の適用を延期する選択肢について、追加的に調査及び検討を行うようにIASBスタッフに指示した。この延期アプローチは、IFRS第9号と新しい保険契約に関する基準書の適用日の相違について財務諸表利用者が挙げた懸念に対処することを目的としている。

IASBスタッフが検討した代替案

IASBスタッフは、延期アプローチを適用するレベルに着目して、2つの代替案を検討した。

代替案	適用のレベル	適用可能性	メリット	デメリット
1	報告企業レベル	<p>この代替案は「オール・オア・ナッシング」のアプローチに似ており、「重要な(predominant)保険会社」に適用される。</p> <p>延期アプローチは、企業の重要な活動 (predominant activity) が IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行することである企業についてのみ適用される。</p> <p>他の事業により保険事業が重要な活動であるとみなされない企業については適用されない。</p>	<p>この代替案の適用は容易である。</p> <p>また、上書きアプローチ(重要な保険事業を行っていないと考えられる企業が適用できるアプローチ)を補完する。</p>	<p>この代替案は、保険事業が重要でなければ、保険事業に関連する金融資産に対して適用することができない。</p> <p>同様に、保険事業に関連しない金融資産について適用される可能性がある。</p>
2	報告企業より下位のレベル	<p>この代替案は企業のすべての金融資産ではなく、一部の金融資産に適用される。その結果、企業は金融資産の一部についてはIFRS第9号に従い、その他についてはIAS第39号に従って報告することになる。</p> <p>企業は、保険事業に関連するすべての金融資産について延期アプローチを適用することが求められる。これらは以下を含む様々な方法で識別される。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 以下に関する法律体系 <ul style="list-style-type: none"> - 保険事業の重要性 - 規制 • セグメント報告 	<p>この代替案は、保険事業に関連する金融資産を適切にカバーし、そうでないものを除外するため、適用範囲はより詳細となる。</p>	<p>2つの金融商品の基準を同時に適用しなければならないため、この代替案は財務諸表作成者にとって、より複雑である。</p> <p>また、2つの異なる基準が適用されるため、財務諸表利用者にとって財務諸表が理解し難いものとなる。</p> <p>さらに、企業間での資産の移動は本質的に複雑になる。</p>

IASBスタッフの提案

項目	スタッフの提案及び検討
延期アプローチ	IASBスタッフの提案
	<p>IASBスタッフは、IFRS第9号と新しい保険契約に関する基準書の適用日の相違に関する懸念に対処するために、延期アプローチを提案することが望ましいか否かについてIASBに質問した。</p> <p>IASBスタッフは、延期アプローチは上書きアプローチ及び移行規定に追加して提案される可能性があると考えていた。しかしながら、IASBスタッフは、IASBに対して延期アプローチを提案しなかった。</p>
2つの代替案	IASBスタッフの検討
	<p>IASBスタッフは財務諸表利用者からのフィードバックを確認し、延期アプローチが彼らの懸念に対処できることを認識していた。しかしながら、IASBスタッフは、延期アプローチは、IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約を発行するごく一部の企業について有用な情報を提供するだけであると指摘した。</p> <p>延期アプローチを適用できない企業も（延期アプローチを適用できる企業とともに）、上書きアプローチ及び移行規定を適用することができる。</p>
2つの代替案	IASBスタッフの提案
	<p>IASBが延期アプローチを支持するならば、IASBスタッフは報告企業レベルでの延期アプローチを提案した（代替案1）。</p>
2つの代替案	IASBスタッフの検討
	<p>上記の分析に基づいて、IASBスタッフは代替案1を、代替案2よりも財務諸表利用者に有用な情報を提供し、実務上の複雑性が少ない簡潔なアプローチであると考えている。</p> <p>代替案1の欠点は、財務諸表注記においてIFRS第9号の開示を行うことにより軽減される可能性がある。</p>

IASBの議論

IASBスタッフの提案	IASBの議論
延期アプローチ	<p>支持するIASBメンバーの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 上書きアプローチは、IFRS第9号と新しい保険契約に関する基準書の適用日の相違により生じる懸念及び意図しない影響の一部に対処しているが、上書きアプローチを適用することは企業にとってコストがかかり煩雑である。延期アプローチは、低成本で容易に同様の懸念及び意図しない影響に対処することができる。 上書きアプローチによってボラティリティが当期純利益からOCIに移動するが、これでは報告される資本にミスマッチの影響が残る。 新しい保険契約に関する基準書が近い将来最終化されることを考えると、延期アプローチは財務諸表利用者の懸念に対処する適切な方法である。これは延期アプローチの適用に有効期限を設けることで、より確かとなる。 一部の利害関係者はIFRS第9号の適用延期を強く要求した。議長は、IASBが応じない場合、保険会社はEUの法律のもとで延期を容認するカーブアウトを欧州委員会に要求するだろうと述べた。議長は、IFRS第4号を改訂する公開草案の中でIFRS第9号の適用を延期する提案をIASBが支持すれば、利害関係者から受けたフィードバックを再検討する機会になるだろうと指摘した。
	<p>支持しないIASBメンバーの見解</p> <ul style="list-style-type: none"> 財務諸表利用者から受けたフィードバックによれば、延期オプションは必要とされておらず、上書きアプローチが一般的に受け入れられており、かつ効果的であることが明らかである。 比較可能性が欠如している。すなわち、一部の企業はIFRS第9号を適用するが、適用しない企業もある。あるIASBメンバーは市場参加者にとっての情報の透明性を欠如させ、金融の安定性を損なうことになると考へた。 IASBが延期を容認した場合、他の論点について、他の産業が同様の対応を要求することを後押しするような先例となる可能性がある。 一部のIASBメンバーは、新しい保険契約に関する基準書が近い将来最終化されることに対する信頼性の欠如に言及した。

IASBの決定

項目	IASBの決定
延期アプローチ	IASBは8対7の投票により延期アプローチの提案を支持した。この多数派には議長の投票権も含まれている。
2つの選択肢	IFRS第9号の適用の延期は、報告企業が保有するすべての金融資産に適用される。すなわち、報告企業レベルで適用される(代替案1)。

**延期アプローチを支
持するというIASBの
決定に基づいて、
IASBスタッフはIASB
に追加の提案を行つ
た。**

延期アプローチ追加の検討

IASBスタッフの提案³

IASBスタッフは、報告企業レベルでの延期アプローチを提案するというIASBの決定に基づいて、以下を提案した。

項目	IASBスタッフの提案及び検討
延期アプローチの適用 要件	<p>IASBスタッフの提案</p> <p>IFRS第9号の適用</p> <p>IFRS第9号を既に適用している企業は、IFRS第9号の適用を停止してIAS第39号を適用することはできない。</p> <p>IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行し、かつ、保険契約の発行が報告企業の重要な活動である場合には、IFRS第9号の適用を延期することができる。IFRS第9号の適用延期は、報告企業が保有する金融資産のすべてについて適用される。</p> <p>保険事業が重要であるか否かの評価</p> <p>企業は次の項目に基づいて、初めに保険事業が重要であるか否かを評価することが要求される。</p> <ul style="list-style-type: none">IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債の総額が、IFRS第9号の適用を延期しなかったとしたら最初にIFRS第9号の適用が要求される日の負債総額に占める割合 <p>企業の重要な活動の変化</p> <p>企業は、企業の重要な活動に変化をもたらす可能性のある企業構造の明らかな変化が生じた場合、次の年次報告日において保険事業が重要であるか否かを再評価しなければならない。</p> <p>再評価の結果、保険事業がもはや重要ではないと判断された場合、次の事項が要求される。</p> <ul style="list-style-type: none">翌期首からIFRS第9号を適用しなければならない。再評価が行われた年度で次の事項を開示する。<ul style="list-style-type: none">企業はもはや延期アプローチに適格でない旨適格ではない理由重要という要件を満たさなくなる原因となった企業構造の変化が生じた日

³ 本セクションで提示された提案はIASBが決定した延期アプローチ(報告企業レベルでの延期アプローチ(代替案1))に固有の提案である。IASBスタッフは代替案2(報告企業より下位のレベルでの延期アプローチ)に関する提案も提示したが、これらの提案及びその後のIASBの再審議については、代替案2をIASBが承認することを条件とするものであったため、本ニュースレターでは取り上げていない。

項目	IASBスタッフの提案及び検討
延期アプローチの適用要件(続き)	<p>IASBスタッフの検討</p> <p>重要(predominance)の意味</p> <p>IASBスタッフは、「重要」は特定の財務諸表項目に基づいて測定されるべきであると提案した。IASBスタッフは、IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債の総額に基づく測定が、シンプルで明瞭な評価となり、業界全体で一貫性のある基準になると結論付けた。IASBスタッフは株主資本に基づき測定することを検討したが、多くの保険負債と異なり、株主資本は企業の事業活動の性質を反映していないと結論付けた。</p> <p>高い閾値</p> <p>定量的な閾値は本質的に恣意的になるため、検討されたが提案されなかった。代替案1での「重要」は高い閾値であることが意図されている。IASBスタッフは、総負債の3分の2が保険負債であり、3分の1が銀行の顧客からの預金である企業は「重要」の基準を満たしていないという1つの例を提供した。</p> <p>IASBスタッフは負債構成、収益水準、規制環境、または上場会社か否かなど、経営者が会社のすべての側面を検討することによる「重要」の閾値に関する総合的なアプローチを検討した。しかし、単一の要因に基づくアプローチより複雑になり経営者の判断を必要とするため、IASBスタッフはこのアプローチを提案しなかった。</p>
容認か強制か	<p>IASBスタッフの提案</p> <p>企業は、延期アプローチの適用について強制ではなく容認されるべきである。</p> <p>IASBスタッフの検討</p> <p>財務諸表利用者の多くは、保険業界内の比較可能性を確保するため、IASBにより提案されたどのアプローチも容認ではなく強制とするべきであると強く主張した。</p> <p>IASBスタッフはこれらの懸念について検討したが、以下の理由により延期アプローチは強制ではなく任意とすることを提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> • すべての企業に、適時にIFRS第9号に基づく重要な改訂を適用可能とすることが重要である。 • IFRS第9号がIFRS第4号と同時に適用される際の一時的なボラティリティ増加への懸念は、ロックインされた割引率で測定される契約と関連している。したがって、次のような保険会社はこのようなアプローチを適用する必要はない。 <ul style="list-style-type: none"> - 重要な保険事業を営むが、 - IFRS第9号を適用することで一時的なボラティリティが生じない、重要な契約のポートフォリオを有する保険会社 • 延期アプローチを容認することは、2015年7月の上書きアプローチの適用を容認としたIASBの決定と整合的である。

項目	IASBスタッフの提案及び検討
移行規定	<p>IASBスタッフの提案</p> <p>IASBスタッフは以下を提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 延期アプローチを適用する場合、要求される開示を提供するために必要な範囲でIFRS第9号の移行規定を利用する。 延期アプローチを適用する企業は、新しい保険契約に関する基準書の適用日より前に、どの会計年度の期首時点においても、延期アプローチの適用を停止し、IFRS第9号の適用を開始することが容認されるべきである。新しい保険契約に関する基準書を初めて適用する事業年度の期首からは、IFRS第9号を適用しなければならない。 企業がIFRS第9号の適用を開始する場合、IFRS第9号の移行規定に従う。延期アプローチのもとで要求される開示は不要となる。
開示	<p>IASBスタッフの提案</p> <p>IASBスタッフは延期アプローチを適用する企業は次の事項を開示すべきであると提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号の適用延期を選択している旨 延期の適用要件をどのように満たすのかに関する説明 帳簿価額及びIFRS第9号を適用していたとしたら認識されたであろう包括利益計算書における収益及び費用に関する定量的情報。これらはIFRS第9号の金融資産の測定区分と収益費用の種類ごとに集計される IFRS第7号の金融商品での開示。IFRS第9号で追加された開示及び財務諸表利用者が注記で提供されるIFRS第9号の情報を理解するのに必要とされる項目。たとえば、予想信用損失の見積りの基礎となる事項に関する説明やそれらの金額の変更理由等 <p>企業が重要な活動を再評価し、報告日時点で重要という要件を満たしていないと判断した場合、以下を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 延期アプローチに適格ではない旨 適格ではない理由 重要という要件を満たさなくなる原因となった事業構造の変化が生じた日

IASBの議論

IASBスタッフの提案	IASBの議論
延期アプローチの適用要件	<p>「重要」を評価するための定量的な閾値はないが、一部のIASBメンバーは、IFRS第4号の改訂の結論の根拠においてIASBスタッフが企業の保険事業が重要ではないとみなされる一般的なレベルを示す事例を提供することを提案した。</p> <p>あるIASBメンバーは、IFRS第4号ではなくIAS39号またはIFRS第9号のもとで会計処理される投資連動型貯蓄契約を発行することで、保険者が適用要件を失うことは不公平であると考えた。</p>
開示	<p>何人かのIASBメンバーは、IASBスタッフが提示した要求開示項目のリストは広範すぎるため、延期アプローチの使用を選択する企業に以下の結果が生じることを懸念した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実際に、IFRS第9号を2回導入しなければならない。延期アプローチが最初に適用される時に開示目的でまず導入し、IFRS第9号が適用される時に2度目に導入することになる。 提案された延期期間中に、IAS39号とIFRS第9号を並行適用しなければならない。 <p>IASBメンバーは、次の点に焦点を当てた開示要件の作成を提案した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要な比較(例えば、性質及び信用度) 新しい保険契約に関する基準書が適用された時に多大な再作業を伴わないIFRS第9号での開示要件 <p>これらの議論に基づき、IASBスタッフは以下のように提案を修正した。</p> <p>延期アプローチを適用する企業は次の事項を開示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> IFRS第9号の適用延期を選択している旨 延期の適用要件をどのように満たすのかに関する説明 金融資産の性質と信用度に関する情報

IASBの決定

IASBは上記で議論された開示の明確化を含め、IASBスタッフの提案に同意した。IASBの決定は以下の表に要約している。

項目	IASBの決定
延期アプローチの適用要件	<p>IFRS第9号の適用</p> <ul style="list-style-type: none">企業は、IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行し、かつ、保険契約の発行が報告企業の重要な活動である場合に、IFRS第9号の適用を延期することできる。IFRS第9号の適用延期は、報告企業が保有する金融資産のすべてについて適用される。IFRS第9号を既に適用している企業は、IFRS第9号の適用を停止してIAS第39号を適用することはできない。 <p>保険事業が重要であるか否かの評価</p> <ul style="list-style-type: none">企業は、IFRS第9号の適用延期を選択しなければIFRS第9号を最初に適用することが要求される日（2018年1月1日以降に開始する事業年度）に、保険事業が重要であるか否かの評価を、負債総額に対するIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債の総額の重要度に基づいて行わなければならない。保険事業が重要であるか否かの評価において、定量的な閾値はないが、IFRS第4号の改訂の結論の根拠において、企業の保険事業がこの評価の目的上重要でないとみなされるレベルを示す事例を加えるべきである。 <p>企業の重要な活動の変化</p> <ul style="list-style-type: none">企業は、企業の重要な活動に変化をもたらす可能性のある企業構造の明らかな変化が生じた場合（例えば、事業の取得または売却）に、保険事業が重要であるか否かを次の期末で再評価しなければならない。再評価の結果、保険事業がもはや重要でないと判断した場合には、翌期首からIFRS第9号を適用しなければならない。また、再評価を行った報告期間に以下を開示しなければならない。<ul style="list-style-type: none">企業はもはや延期アプローチに適格ではない旨適格ではない理由重要という要件を満たさなくなる原因となった事業構造の変化の生じた日
容認か強制か	IFRS第9号の適用延期は認められる。

項目	IASBの決定
移行規定	<p>延期アプローチを適用する場合、要求される開示を提供するために必要な範囲で、IFRS第9号の移行規程を利用する。</p> <p>延期アプローチを適用する企業は、新しい保険契約に関する基準書の適用日より前に、毎期首において延期アプローチの適用を停止しIFRS第9号を適用することができる。新しい保険契約に関する基準書を初めて適用する事業年度の期首からは、IFRS第9号を適用する必要がある。</p> <p>延期アプローチの適用を停止し、IFRS第9号を初めて適用する場合、IFRS第9号の移行規定に従う。延期アプローチのもとで要求される開示は不要となる。</p>
開示	<p>延期アプローチを適用する企業は、以下を開示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • IFRS第9号の適用延期を選択している旨 • 延期の適用要件をどのように満たすのかに関する説明 • 金融資産の性質及び信用度に関する情報。例えば、以下の事項の開示 <ul style="list-style-type: none"> - IFRS第9号の「元本及び利息」というキャッシュフロー要件を満たさず、IFRS第9号のもとでFVTPLに分類される金融資産の公正価値 - IFRS第9号のもとでFVTPLに分類されない金融資産の信用リスクに関する情報(例えば、そのような金融資産の信用格付け)

デュー・プロセス

IASBは、デュー・プロセスの要求事項の充足及びIFRS第4号を改訂する公開草案の投票プロセスの着手を承認した。

論点

IASBが上書きアプローチ及び延期アプローチの再審議を完了した後、IASBスタッフはIASBに対して、改訂案の適用日と有効期限の検討を求め、またIFRS第4号を修正する公開草案への投票プロセスの着手の許可を求めた。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは以下を提案した。

- 提案された要求事項の適用日は、2018年1月1日以降開始する事業年度とする。
- 早期適用は、企業がIFRS第9号を早期適用している場合に認められる。
- 提案された要求事項の有効期限は特定しない。

IASBスタッフはまた、IASBに以下を質問した。

- デュー・プロセスの要求事項が満たされたか否か、IASBスタッフはIFRS第4号を改訂する公開草案への投票プロセスを開始するために十分な協議と分析を行ったか否か。
- IFRS第4号を改訂する公開草案の発行に反対を予定しているメンバーがいるか。

IASBの議論

複数のIASBメンバーが、延期アプローチの有効期限を設けることに同意した。なぜなら、プロジェクトが完了までに不合理に長引いてしまうことをほのめかしたくないためである。

IASBは、延期オプションの有効期限として2021年1月1日を提案した。ただし、IASBは、上書きアプローチについては有効期限は設けないことに同意した。

この議論に基づいて、IASBスタッフは提案を修正し、延期アプローチに対する有効期限は遅くとも2021年1月1日以降開始する報告年度とし、その日以降開始する事業年度に、新しい保険契約に関する基準書がまだ有効となっていない場合には、企業は上書きアプローチの適用を選択できるとした。

IASBの決定

IASBは、公開草案において以下を提案することを決定した。

- 提案された要求事項の適用日は2018年1月1日以降開始する事業年度とする。
- IFRS第9号を早期適用する場合には、提案された改訂を早期適用することができる。
- 延期アプローチの有効期限は、遅くとも2021年1月1日以降開始する報告年度よりも後にはならない。2021年1月1日以降は、企業は上書きアプローチの適用を選択することができる。

出席した全てのIASBメンバーは、公開草案の投票開始のために必要なデュー・プロセスをIASBスタッフが完了したことを承認した。

1人のIASBメンバーが、IFRS第4号の改訂案に反対する予定である。

KPMGの所見

金融コングロマリットは、IFRS第9号の適用日の延期を認めるというIASBの決定による恩恵を受けることはないだろう。なぜなら、報告企業レベルにおいて保険事業が重要な活動でなければならないという要件を満たさないためである。しかしながら、保険事業に関連する金融資産に生じる会計上のミスマッチを低減するために、上書きアプローチの適用を選択できる可能性がある。

上書きアプローチも延期アプローチとともに運用上の複雑さがあるが、その複雑さはそれぞれのアプローチで異なるかもしれない。

上書きアプローチ

上書きアプローチの対象資産は、IFRS第9号のもとでFVTPLに分類されるがIAS第39号のもとではFVTPLに分類されない資産に限定されるため、現行の要求事項に追加的な情報は必要とされないと予想される。

なぜなら、これらの資産をFVTPLで測定するために必要な情報は、企業の既存の会計システムのもとで利用可能なはずだからである。というのも、IFRS第7号は、すでに一般的にすべての金融資産に対して公正価値の開示を要求しているためである。

唯一の例外は、相場価格のない資本性金融商品への投資の公正価値または関連するデリバティブが、IAS第39号のもとで信頼性をもって測定可能ではないと従前考えられていた稀な状況だろう。

しかしながら、企業は上書きアプローチと保険契約負債の現行の会計処理の間の相互作用の複雑さ(例えば、有配当契約とシャドウ・アカウンティングの調整)を考慮しなければならない。

上書きアプローチを適用する保険会社は、以下のために新しいシステム及びコントロールの設計と導入を検討する必要がある。

- 上書き調整額の計算
- 報告その他の目的(例えば、賞与や税務申告のための技術的引当金)のための、上書き調整の対象となる金融資産の追跡
- 適用時に、IFRS第9号において求められるものを超える追加開示の作成及び確認

延期アプローチ

延期アプローチの適用を選択する企業にとって、最も複雑な領域は表示及び開示の要求事項である。財務諸表注記を準備するコストの増加が予測されている。

IASBは、IFRS第9号に基づく金融資産の分類方法に関する開示は、重要な比較(例えば、金融資産の性質及び信用度に関する情報)にだけ焦点を当てるべきと結論付けたが、関連するプロセスに必要なコントロールとガバナンス体制を維持する必要があり、追加的コストが発生する。

要約

2つの選択肢の相互作用

上記において同意された提案に基づいて、重要な活動がIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約の発行である企業は、報告企業レベルでIFRS第9号の適用日を遅くとも2021年1月1日以降開始する事業年度まで延期することが許容される。この日より前に、またはこの日以降に、IFRS第4号の適用範囲である保険事業に関連した資産を保有する企業は、新たな保険契約の基準書の適用日までの間、上書きアプローチをIFRS第9号と同時に適用することができる。

市場変数の変動の分解

キャッシュフローの金額に影響を与える市場変数の変動の影響は、割引率の変動と同様に包括利益計算書に表示する。

キャッシュフロー金額の変動

論点

2013年の公開草案において、市場変数⁴の変動によるキャッシュフロー金額の見積りの変動は当期純利益に認識されなければならないと提案されていた。この提案に対するフィードバックは様々で、財務諸表利用者の中には賛同する者がいたが、契約上のサービスマージン(CSM)と調整すべきと提案する者や、OCIとして認識する方がよいとする者もいた。

市場関係者のフィードバックに基づいて、IASBはさらなる審議が必要であると結論付けた。2014年3月、IASBは無配当契約について、割引率の変動から生じる保険契約の測定の変動は、企業の選択する会計方針に従い、当期純利益またはOCIを通じて認識することを決定した。IASBは、このアプローチが有配当契約についても適用されるか否かについて検討していなかった。

市場変数の変動は、保険契約に以下の変化をもたらす。

対象	変動	備考
一般モデル	現在の割引率を履行キャッシュフローの測定に適用した場合の影響	これらの変動は、すべてではなくとも大部分の有配当契約にも同様に当てはまる。
	市場変数の変動から生じる名目の履行キャッシュフローの変動	
直接連動の有配当契約に対する変動手数料アプローチ	基礎となる項目の公正価値の100%を支払う義務の変動	これらの変動は、割引率と履行キャッシュフローの名目金額の変動を組み合わせたものである。

9月の会議においてIASBは、市場変数の変動から生じる保険契約の測定の変動を、上述の無配当契約についての決定及び要件を用いて、どのように当期純利益またはOCIに分解するかについて議論した。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、新しい保険契約に関する基準書に基づいて会計処理されるすべての契約について、市場変数の変動から生じるキャッシュフロー金額の見積りの変動は、割引率⁵の変動から発生する影響と同じ要件を使用して、包括利益計算書の同じ場所に表示しなければならないと提案した。

IASBスタッフは、この提案を以下の考慮事項に基づいて行った。

- 割引率の変動も市場変数の変動である。そのため、キャッシュフローの金額及び割引率の両方の変動の影響は、包括利益計算書において同様の方法で同じ場所に表示することが許容される。これによりおそらく、財務諸表利用者にとってより有用な情報が提供されることになる。
- 提案される方法は、運用上の複雑さの低減をもたらすはずである。
- 市場変数と割引率の変動による影響の表示要件が異なる場合、財務諸表作成者は追加の計算を行わなければならない。

⁴ IASBは、市場変数の定義を定めず、専門用語の改善を提案した。ただし、IASBスタッフは、市場変数の例として資産プールの価値またはリターンを挙げた。

⁵ IASBスタッフの提案で言及されている割引率の要求事項は、2014年3月のIASB会議で決定された。詳細な情報は「[IFRS – Insurance Newsletter – Issue 38 グローバルな保険会計へ向けて](#)」を参照のこと。

IASBの議論

一部のIASBメンバーは、市場変数の変動が有配当契約と同様に無配当契約のキャッシュフローに影響するか否か質問した。IASBスタッフは影響しないと考えている。なぜなら有配当契約は、保険事故の発生による損失の補償に加えた追加的支払いを通してリスクとリターンを分担する特性の契約だからである。IASBスタッフはまた、企業の裁量によるキャッシュフローの変動は市場変数の変動ではないとコメントした。他方、IASBメンバーの1人は、実際には市場変数の変動と企業の裁量権の行使の間には関連があることを指摘している。

IASBメンバーの中には、専門用語の改善が必要、特に市場変動と保険投資費用⁶の概念を改善すべきという者がいる。

IASBメンバーは、企業が特定の契約について以下のような(またはその逆の)表示を選択できるか疑問であると考えている。

- 割引率の変動を当期純利益に表示する。
- 市場変数から発生するキャッシュフローの変動をOCIに表示する。

IASBスタッフは、表示の選択は、両者を当期純利益を通じて表示またはOCIを通じて表示することを意図していたと回答した。

IASBの決定

IASBは、すべての保険契約と整合的に、企業が市場変数の変動に起因するキャッシュフロー金額の見積りの変動を包括利益計算書において割引率の変動と整合的に、同じ場所に表示することを決定した。

IASBは一般的な目的
は保険投資費用を原
価ベースで表示する
ことだと決定したが、
詳細な方法は規定し
なかつた。

保険投資費用

論点

9月の会議において、IASBは、有配当契約に関して、市場変数の変動により発生する変動を当期純利益またはOCIに分解する方法を規定するか否かについて検討した。

これらの議論は、以下のいずれかの方法により当期純利益に認識する保険投資費用を決定することにより、変動を分解する実務上の方法について議論した2014年9月の会議⁷に基づいている。

- イールドカーブ法
- 平準実効利回り法
- 予想貸記法(*projected crediting method*)

平準実効利回り法と予想貸記法はともに、以下により生じる会計上のミスマッチに対処するためにさらに修正される可能性がある。

- 原価ベースまたは現在価値ベースで測定される資産
- 認識の中止に係る利得及び損失

6 「保険投資費用」という用語は「利息費用」と同義である。しかし、「保険投資費用」は、当期純利益に表示される利率及び他の要因から発生する変動を内包する。

7 詳細な情報は「[IFRS – Insurance Newsletter – Issue 43 グローバルな保険会計へ向けて](#)」を参照のこと。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、すべての保険契約について、新しい保険契約に関する基準書は以下を規定するべきと提案した。

- 市場変数の変動に起因する保険契約の測定の変動を当期純利益とOCIとに分解する目的は、原価ベース(cost measurement basis)で、保険投資費用を当期純利益に表示することであることを明確化する。
- 原価ベースで保険投資費用を決定する詳細な方法は規定しない。

したがって、当期純利益における保険投資費用を原価ベースで測定する場合と現在価値ベースで測定する場合との差額はOCIで認識される。

種々の有配当契約が様々な国・地域にわたって存在するため、分解方法を特定することは複雑であると考えられるため、IASBスタッフはこのアプローチを提案した。

IASBの議論

一部のIASBメンバーは、財務諸表作成者にとって柔軟性があり複雑さを低減させることができるため、IASBスタッフの提案を支持した。しかしながら、そのような柔軟さは実務上の多様性をもたらす可能性がある。

財務諸表作成者の混乱や企業間の不整合を避けるために、IASBスタッフが新しい保険契約の基準書の中で原価ベースの概念を定義すべきと提案するIASBメンバーもいた。

IASBの決定

IASBはスタッフの提案に同意した。IASBは[アジェンダ・ペーパー2B](#)の第17項に基づいた事例を含む、保険契約の期間にわたり保険投資費用が規則的に配分されるような分解方法となるように、追加のガイダンスを提供することを加えた。

IASBは、当期純利益における会計上のミスマッチを解消するためにこれらの契約の目的を修正することを決定した。すなわち、当期簿価利回りアプローチを適用する。

経済的ミスマッチのない直接連動の有配当契約

論点

上述の議論のとおり、IASBは9月の会議で、市場変数の変動による変動を分解する目的は、原価ベースで測定した保険投資費用を当期純利益に表示することであることを決定した。

当期純利益における原価ベースでの測定の固有の特徴は、(例えば、保険契約の裏付資産がOCIを通じて公正価値で測定される場合に)会計上のミスマッチが発生する可能性が高いことである。これは、収益及び費用の認識金額が部分的に以下に依存しているからである。

- 資産が購入されるまたは組成される時、及び、売却されるまたは満期を迎える時
- 負債が発生する時及び決済される時

会計上のミスマッチが生じる固有の可能性があることから、IASBは、経済的なミスマッチがない契約について、市場変数の変動を当期純利益またはOCIとに分解する目的を変更するか否かについて検討した。

IASBスタッフは、経済的ミスマッチは次の場合には存在しないと考えている。

- 契約が直接連動の有配当契約⁸の場合。すなわち、企業は保険契約者に基礎となる項目の公正価値を支払う義務があり、そのために変動手数料アプローチが適用される場合
- 企業が基礎となる項目を保有している場合

当期簿価利回りアプローチ(current period book yeild approach)は、これらのタイプの契約について当期純利益における会計上のミスマッチを解消するために使用することができる。これは、当期純利益に表示される基礎となる項目から生じる利得(または損失)と保険投資費用(または収益)を完全に一致させて表示することによって達成することができる。

IASBスタッフは、市場変数の変動を分解する際、保険投資費用の表示する目的を修正すること、すなわち、当期簿価利回りアプローチを用いることについて、以下の議論を検討した。

- 市場変数の変動を当期純利益とOCIに分解する方法が2つあることにより、新しい保険契約に関する基準書における複雑さが増す。
- 原価ベースで保険投資費用を表示する場合に比べ、当期純利益における会計上のミスマッチはより減少する。
- 包括利益計算書は、より目的適合性のある情報を提供する。

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、経済的ミスマッチのない直接連動の有配当契約に関してのみ、当期簿価利回りアプローチにより保険契約の変動を当期純利益とOCIに分解することについて修正された目的を適用するか否かについて、IASBに議論することを求めた。

このアプローチのもとでは、契約の基礎となる項目の公正価値の変動が、基礎となる項目の保有される全期間に係る公正価値の変動に連動する場合、企業は以下のとおりその変動を分解しなければならない。

- 当期純利益に認識される保険契約に係る保険投資費用(収益)は、保有される基礎となる項目について当期純利益に表示される利得(または損失)に対して、同額かつ貸借が逆の金額で決定されなければならない。したがって、これらの価値の差はゼロになる。
- 以下の差額は、OCIに表示される。
 - 当期純利益に表示される保険投資費用(または収益)
 - 包括利益計算書において認識される保険契約の測定の変動(すなわち、基礎となる項目の公正価値の変動の総額)

IASBの議論

一部のIASBメンバーは、当期簿価利回りアプローチの導入が結果として追加的な複雑性をもたらすのではと懸念した。また、このアプローチは強制ではなく、任意選択制にすべきと主張するIASBメンバーもいた。

しかし、IASBメンバーの中には、当期簿価利回りアプローチを、経済的ミスマッチがない契約に関して会計上のミスマッチを軽減する方法として評価し、財務諸表利用者にとって複雑性を軽減する方法であると考える者もいた。

⁸ 直接連動の有配当契約の決定については「[IFRS – Insurance Newsletter – Issue 46 グローバルな保険会計へ向けて](#)」を参照のこと。

IASBの決定

IASBは、保険契約と当該企業が保有する関連性のある項目(例えば、資産及び負債)との間に経済的ミスマッチがない保険契約については、市場変数に起因する変動を当期純利益とOCIとに分解する目的を修正することを決定した。

修正後の目的は、保険投資費用と原価ベースで測定される項目との間に生じる損益の会計上のミスマッチを解消するように保険投資費用を表示することである(すなわち、当期簿価利回りアプローチ)。

したがって、当期簿価利回りアプローチでは以下の項目間の差額はOCIで認識する。

- 市場変数の変動から生じる契約の変動(すなわち、基礎となる項目の公正価値の変動)
- 保険投資費用

IASBは、以下の場合、経済的ミスマッチが存在しないことで合意した。

- 契約が直接連動の有配当契約である場合。すなわち、企業が保険契約者に基づき基礎となる項目の公正価値を支払う義務があるため、変動手数料アプローチを適用する場合
- 企業は、選択または強制的に、基礎となる項目を保有する場合

IASBは、当期簿価利回りアプローチにもはや適格ではない契約、または新たに適格となる契約について、要求事項を追加した。

アプローチ間の移行

論点

経済的ミスマッチがない契約に関しては異なる分解方法を決定したため、IASBはアプローチを変更する契約への対処方法、すなわち、経済的ミスマッチが発生しなくなった、または発生するようになった契約について検討する必要が生じた。そこで、IASBは以下を考慮しなければならなかった。

- アプローチを変更した契約について、OCI累計額をどのように会計処理するか。
- 企業は比較情報を修正再表示すべきか。
- 追加の開示を適用すべきか。

これらの追加の要求事項を特定する必要がIASBにはあると、IASBスタッフは考えた。なぜなら、追加要件なしに企業が異なるアプローチへの変更を選択することができるとすれば、結果として比較可能性を損なうためである。

IASBスタッフの提案

企業が当期簿価利回りアプローチへの、または当期簿価利回りアプローチからの変更が要求される場合、以下の事項が求められる。

- OCI累計額の期首残高を修正再表示しない。
- 変更日または将来期間の当期純利益においてOCI累計額の残高を認識しない。すなわち、OCI累計額の残高は資本の部に残る。
- 比較情報を修正再表示しない。
- アプローチを変更した期間について、以下の事項を開示する。

- 変更した理由及び財務諸表の各項目に与える変更の影響
- 当期簿価利回リアプローチを適用しなくなった契約の価値及び当期簿価利回リアプローチを適用することとなった契約の価値

IASBの議論

あるIASBメンバーは、企業は変更した日におけるOCI累計額の残高を、変更した期及び将来の期間に以下に従って当期純利益に振り替えるべきだと提案した。

- 企業が従来実効金利法を適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて実効金利法を適用しなければならない。
- 企業が当期簿価利回リアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて引き続きOCI累計額の残高を当期純利益に振り替えなければならない。

IASBの決定

IASBは上記に概略説明した修正案を条件に、IASBスタッフの提案に同意した。

IASBは、会計方針の選択を無配当契約から有配当契約に拡張した。

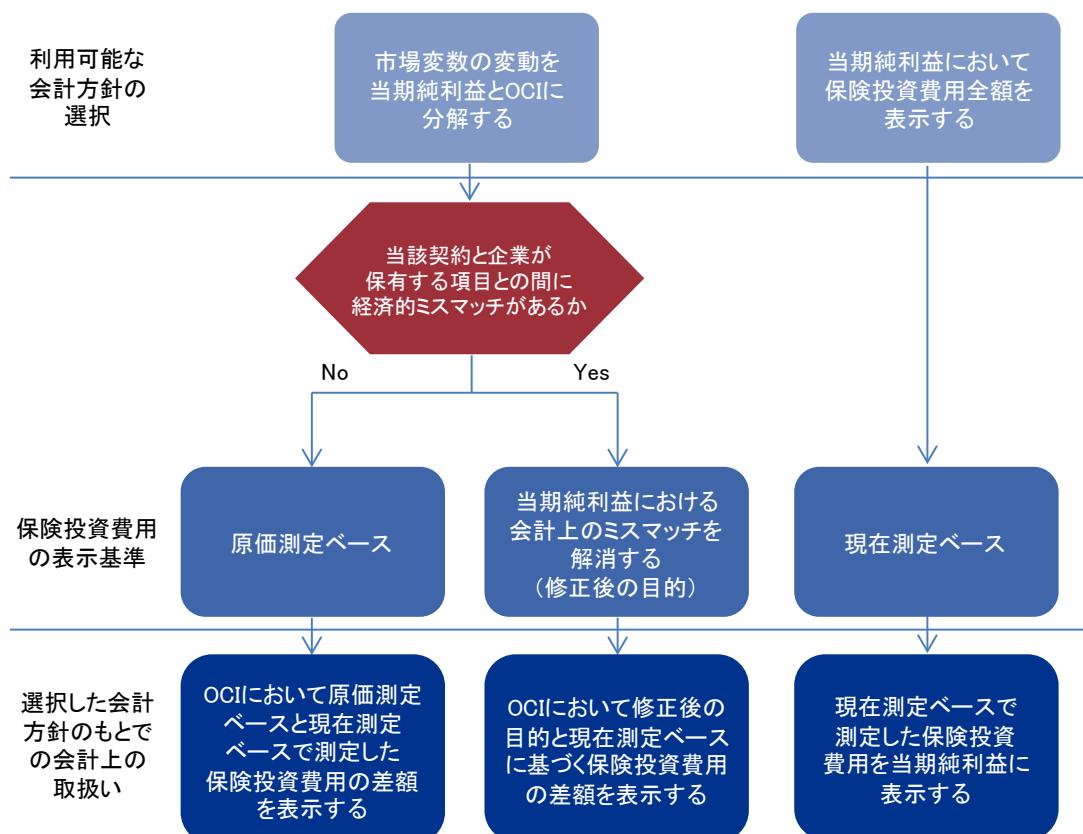
会計方針の選択

論点

2014年3月、IASBは、無配当契約に関して、割引率の変動の影響を当期純利益とOCIとに分解することを企業は選択することができると決定した。IASBは今回、そのような分解について有配当契約に関する会計方針の選択とするべきか否か検討した。

IASBの提案

IASBスタッフは、IASBが無配当契約に関する過去の決定事項を有配当契約に拡張することを提案した。このことは、下図のとおり企業が2つの会計方針から1つを選択すべきことを意味する。



また企業は以下を行わなければならない。

- 以下を考慮して同様の契約グループにその会計方針を適用する。
 - 契約が含まれるポートフォリオ
 - 企業が保有する資産
 - それらの資産の会計処理方法
- IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項を、すべての会計方針の変更に適用する。

IASBの議論

IASBメンバーは、IASBスタッフの提案する選択肢は会計上のミスマッチを特定の状況において軽減し、財務諸表作成者の追加的な煩雑さを和らげるとコメントした。

IASBの決定

IASBは無配当契約についての過去の決定を有配当特性を持つ契約に拡張することを決定した。

したがって、すべての保険契約について企業は、

- 以下のいずれかを会計方針として選択できる。
 - 市場変数の変動を当期純利益とOCIに分解する。
 - 現在測定ベースで保険投資費用を当期純利益に表示する。
 - 以下を考慮して同様の契約のグループにその会計方針を適用する。
 - 契約が含まれているポートフォリオ
 - 企業が保有する資産
 - それらの資産の会計処理方法
 - IAS第8号の要求事項を、すべての会計方針の変更に適用する。
-

IASBは、市場変数の変動がキャッシュフローの金額に影響を与える契約について、単純化した移行方法を盛り込んだ。

単純化した移行規定

論点

新しい保険契約に関する基準書への移行に当たって、市場変数の変動を当期純利益とOCIに分解する会計方針を選択する企業は、保険投資費用を原価ベースで過去に遡って決定することが必要となる。これは、過去情報を探求するため、その取得が実務上困難な可能性がある。

IASBスタッフの提案

完全な遡及適用が実務上不可能である場合に対し、IASBスタッフは、市場変数の変動がキャッシュフローの金額に影響を与える契約に関する保険投資費用(およびOCI累計額)を決定するアプローチの単純化を提案した。IASBスタッフの提案は以下のとおりである。

- 保険投資費用を原価ベースで当期純利益に表示することを目的とする契約については、企業は、最も古い市場変数の仮定を、最初に新しい保険契約に関する基準書を適用する際に生じる市場変数の仮定であるとみなす。したがって、新しい保険契約に関する基準書を最初に適用する時において、OCI累計額の残高はゼロとなる。
- 当期簿価利回りアプローチを適用する契約については、保険投資費用(または収益)は、企業が保有する項目について当期純利益に表示される利得(または損失)と同額かつ反対の符号となる。したがって、OCI累計額の残高は以下のとおり決定される。
 - 企業が保有する項目がFVTPLで測定される場合、OCI累計額はゼロとなる。
 - 企業が保有する項目が原価で測定される場合、OCI累計額は保有される項目の原価と公正価値の差額となる。

IASBの議論

IASBメンバーの質問に基づいて、IASBスタッフはほとんどの間接連動の有配当契約が適用範囲に含まれることを確認した。

IASBの決定

IASBは、IASBスタッフの提案に同意した。

KPMGの所見

IAS第8号のもとでは、企業は財務諸表がより信頼性の高い、より目的適合性の高い情報を提供するようになる場合にのみ、任意に会計方針を変更することができる。企業は、市場変数の変動の影響を表示するための会計方針の変更がこの要件を満たすか否かを決定する際、判断しなければならない可能性がある。

有配当契約に関するIASBのアプローチは、一般的なモデルに必要とされる修正を検討するというものである。9月の会議の間にIASBは、会計上のミスマッチに関する問題に対処するため、市場変数に焦点を当てて修正することに同意した。これらの決定は、変動手数料アプローチとともに、2013年公開草案で導入されたミラーリング・アプローチに取って代わるものになりそうである。ただし、IASBは、明示的にこれに言及しておらず、その意図は完全には明らかではない。

さらにIASBは、一般的なモデルを維持すること、有配当契約に関して保険契約の異なる特徴を測定する際の矛盾を回避するように調整すること、及び財務諸表作成者にとって過度の複雑さ及びコストを軽減することに焦点を当てていると思われる。

直接連動の有配当契約に関するリスクの軽減

IASBは、直接連動の有配当契約のヘッジ活動から生じる会計上のミスマッチに対処した。

論点

IASBの提案した変動手数料アプローチを、直接連動の有配当契約に適用する場合、会計上のミスマッチは、企業のリスク管理活動の一環として、保険契約に組み込まれた保険契約者への最低保証が保険会社が保有する裏付投資の実際のリターンと一致しないリスク⁹から企業自身を保護するためにデリバティブを使用する場合に生じうる。

会計上のミスマッチは、以下のように、金融市場変数の変動がデリバティブ及び直接連動の有配当契約の帳簿価額に与える影響について、会計上の認識が異なることにより生じうる。

商品	金融市場変数の変動に対する会計処理
デリバティブ	公正価値の変動は、ただちに当期純利益に認識する。
保険契約	金利変動は、企業が契約から得ることを期待する変動手数料の額に影響を与えるため、金利変動の影響についてCSMを調整する。

新しい保険契約に関する基準書は、以下を企業に要求することになる。

- 相互関連性が強いキャッシュフローのない、別個の構成要素を区分する。
- 関連するIFRSに基づいて、それらの構成要素を測定する。

したがって、IFRS第9号に基づくヘッジ会計を適用することにより会計上のミスマッチを避けるための要件(リスク構成要素は別個に識別可能、かつ、信頼性をもって測定可能な契約の構成要素でなければならない)は満たされない。

IASBスタッフの検討したアプローチ案

IASBスタッフは、次の両者の間に生じる会計上のミスマッチに対処するための、以下のアプローチを検討した。

- 直接連動の有配当契約の最低保証特性
- それらの保証から生じるリスクを軽減するために保有されているデリバティブ。

アプローチ	メリット	デメリット
1 保険契約に関する一般的な会計モデルを使用して直接連動の有配当契約を会計処理する	<ul style="list-style-type: none">他のアプローチよりも複雑でない。保証は、保険契約の他の構成要素と一緒に整合的に測定される。追加の会計要件は必要とされない。	<ul style="list-style-type: none">比較可能性が低下する。一部の直接連動の有配当契約は、他とは異なる基礎で測定されることとなる。

⁹ 例えば、金利リスク

アプローチ	メリット	デメリット
2 保険契約に組み込まれた保証の価値の変動(履行キャッシュフローを使用して決定される)を当期純利益で認識する	<ul style="list-style-type: none"> すべての直接連動の有配当契約について整合した会計処理。保証の価値の変動のみが当期純利益に表示される。 履行キャッシュフローを用いて保証と他の保険契約の構成要素を整合的に測定する。 アプローチ3よりも適用することが容易。保証の測定は、保険契約の他の部分の測定と同じになる。 	<ul style="list-style-type: none"> 恣意的な配分の可能性。保証の価値の変動は区分される必要がある（そのキャッシュフローは、保険契約の他のキャッシュフローと相互に関連している）。 当期純利益における会計上のミスマッチの可能性。保証を軽減するために使用されるデリバティブとは異なる基礎で、保証が測定される。
3 保険契約に組み込まれた保証の公正価値の変動(保証の重要な条件と一致する仮想デリバティブを使用して決定される)を当期純利益で認識する	<ul style="list-style-type: none"> すべての直接連動の有配当契約について整合した会計処理。保証の価値の変動のみが、当期純利益に表示される。 他のアプローチよりもリスク軽減活動を反映する目的に整合。保証及び基礎となるデリバティブの変動が整合的な基礎で測定される。 	<ul style="list-style-type: none"> 恣意的な配分の可能性。保証の価値の変動は区分される必要がある（そのキャッシュフローは、保険契約の他のキャッシュフローと相互に関連している）。 複雑。企業が保険契約者との契約と完全に一致した名目上のデリバティブを識別し、評価する必要がある。 以下の間で異なる測定となる可能性。 <ul style="list-style-type: none"> (履行キャッシュフローに基づく)財政状態計算書で認識される保証の価値 当期純利益で認識される保証の公正価値の変動

IASBスタッフは、当期純利益において、保証の価値変動を認識するための適格要件を企業が特定するための2つの方法を検討した。

方法	前提	要件	注釈
A リスク管理	企業のリスク管理活動を反映	<ul style="list-style-type: none"> リスク軽減は、企業のリスク管理戦略と整合しなければならない。 保証とデリバティブの間に経済的相殺が存在しなければならない。すなわち、組み込まれた保証及びデリバティブの価値またはキャッシュフローは、リスクの変動が軽減していくため一般的に反対方向に変動する。企業は、経済的相殺を評価する際、会計上の測定の違いを考慮すべきでない。 信用リスクは、経済的相殺を阻害しない。 	<p>加えて、IASBスタッフは、企業は以下を行うべきと考えた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保証の価値変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するために、デリバティブを使用するための企業のリスク管理目的とリスク管理戦略を文書化すること。 経済的相殺がもはや存在しなくなった日から将来に向かって、保証の価値変動を当期純利益に認識することを中止すること。
B 会計上のミスマッチ	異なる測定属性に起因する例外を軽減	<ul style="list-style-type: none"> 会計上のミスマッチを軽減または解消しなければならない。 保険契約の開始時に取消不能の指定を行わなければならない。 	<p>この方法は、企業が保険契約のいくつかの構成要素を分離することを選択し、それらを金融商品会計基準で測定するというIFRS第4号に従った既存の実務とも類似している。</p> <p>しかし、IASBスタッフは要件が意図したよりも広くなり、企業にリスク管理の変更を反映させない可能性があることを指摘した。</p>

IASBスタッフの提案

IASBスタッフは、企業が以下のような複雑性なしに、リスクをヘッジする際に生じる会計上のミスマッチを最小限にすることが可能になるので、IASBがアプローチ2を認めることを提案した。

- (アプローチ1で提案されているような)保険契約全体の測定の変更
- (アプローチ3で提案されているような)公正価値の使用による保証の再評価

IASBスタッフはまた、IASBが企業のリスク管理活動(上記A法)に基づく要件を使用することも提案した。IASBスタッフは、この方法の目的は当期純利益において保証の価値変動を認識するための目的に近いと考えていた。

加えて、IASBスタッフはアプローチ2のもとで、(企業のリスク管理戦略と当期純利益に保証の価値変動を表示することを選択するか否かによって生じる)保険契約間の比較可能性の欠如に対処するための提案を行った。

IASBスタッフは、CMSの調整表の一部として(CMSの調整の代わりに)、企業が当期純利益で認識している保証に係る履行キャッシュフローの変動の累積的影響を開示すべきであると提案した。これにより、財務諸表利用者は、保証の公正価値の変動がCSMに対して調整されていた場合のCMSを決定できるようになる。

IASBの議論

IASBメンバーの大半は、アプローチ2を支持した。

あるIASBメンバーは、アプローチ2がヘッジの経済性を反映していると考え、他のメンバーは経済的に合理的な観点が得られると主張した。何人かのIASBメンバーは、存在するすべての会計上のミスマッチにIASBが対処しようとする必要はないと主張しているため、IASBスタッフの提案したいずれのアプローチも支持しなかった。

すべてのIASBメンバーは、方法Aに基づく要件案を支持した。あるIASBメンバーは、企業はミスマッチが生じた際に適用できるため、当初からの適用が要求される方法Bに基づく他の要件よりも、企業は方法Aを好むだろうと考えた。IASBは、企業がアプローチ2を中止する方法についての追加の明確化をIASBスタッフに求めた。

IASBは、このトピックのためのIASBスタッフの表示の提案を議論しないことを選択した。IASBは、今後の会議において有配当契約に関する一般的表示及び開示案を検討する際に、これを検討する予定である。

IASBの決定

IASBは、以下を決定した。

- 企業が保険契約を変動手数料アプローチを使用して測定し、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するためにFVTPLで測定されるデリバティブを使用する場合、保険契約に含まれる組込保証の価値変動(履行キャッシュフローを使用して決定される)を当期純利益に認識することができる。ただし、以下の全ての要件を満たす場合に限る。
 - 当該リスク軽減が、企業のリスク管理戦略と整合している。
 - 保証とデリバティブの間に経済的相殺がある。すなわち、組み込まれた保証とデリバティブの価値またはキャッシュフローは、軽減されるリスクの変動と同様に反応するため、一般的に反対方向に動く。企業は、経済的相殺を評価する上で会計上の測定の違いを考慮しない。
 - 信用リスクが経済的相殺に影響を与えないこと。
- 企業は、以下を行わなければならない。
 - 保証の価値変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するために、デリバティブを使用するためのリスク管理目的とリスク管理戦略を文書化する。
 - 経済的相殺がもはや存在しなくなった日から将来に向かって、保証の価値変動を当期純利益に認識することを中止する。

KPMG の所見

IASBには、企業がそのリスクをヘッジする際の動的リスク管理活動の会計処理に関する議題について、検討中のプロジェクトがある。このプロジェクトは、変動手数料アプローチを用いて測定される保険契約の会計処理のいくつかの側面で役立つ可能性がある。

しかしながら、IASBスタッフは上述した通り、その動的リスク管理プロジェクトは、直接連動の有配当契約の会計上のミスマッチに関する問題に完全には対処しないことを示している。

プロジェクトの詳細については、[IFRS Newsletter: Financial Instruments](#)を参照のこと。

FASBのプロジェクトのアップデート

IASBとFASBは、各々の保険契約プロジェクトの進捗について互いにアップデートするため、合同会議を開催した。

論点

FASBは保険契約プロジェクトを短期契約と長期契約の2つのサブ・プロジェクトに切り分けた。FASBはIASBとともに開発してきた修正案を進めることよりも、むしろ既存のU.S. GAAPガイダンスの改善に焦点を置いている。2015年9月の合同会議では、IASBとFASBはそれぞれの保険契約プロジェクトのアップデートを提供した。IASBのプロジェクトは本ニュースレター・シリーズの主題であるため、ここではIASBのアップデートは再掲しない。FASBのアップデートの要約は、以下のとおりである。

FASBの進捗状況

2015年5月、FASBは会計基準更新書(Accounting Standards Update, ASU)第2015-09号「金融サービスー保険(トピック944)：短期契約の開示」を公表した。このASUは短期契約についての開示を拡充しているが、U.S. GAAPの認識及び短期契約の測定については現行規定を引き継いでいる。

FASBは長期契約に関する既存のU.S. GAAPIに対し、目標を絞って改善することを決定した。なぜなら、財務諸表利用者からのフィードバックによると、IASB及びFASBの共同の提案を適用する便益は、そのコストに見合わないと指摘されたためである。以下の改善領域が挙げられている。

改善領域	FASBの決定
将来保険給付債務を決定するために使われた仮定の更新	毎年第4四半期において、全ての仮定は更新される。 キャッシュフローの仮定は遡及アプローチにより更新される。 割引率の仮定は直接法(immediate approach)により更新される。 現在、期待投資利益率を用いて現在価値に割り引かれている残高は、信用度の高い固定金利商品のポートフォリオに基づく利率を用いて割り引かれる。
繰延新契約費(DAC)の償却方法の簡素化	長期契約のすべてのタイプ(特定の投資契約は例外とする)について、DACは契約の予想存続期間にわたり、保有契約の保険金額に比例して償却される。 当該金額を特定できない場合は、DACは定額法により償却される。 例外とされる投資契約については、企業は引き続き実効金利法によってDACを償却する。

改善領域	FASBの決定
最低給付保証	<p>FASBは、業界全体で整合した保証の会計処理ができるような手順を作成中である。</p> <p>フィードバックとアウトリーチ活動により、保険者が現行のデリバティブのガイダンスを自社の商品に適用する際の解釈に基づいて、同じような保証とリスクをもつ契約を異なる方法で会計処理していることが判明した。</p> <p>この問題に対処するために、FASBは公正価値モデルに基づいて、ASC944「金融サービスー保険」において、これらの保証を測定するガイドンスを含めることを決定した。</p> <p>このアプローチの適用範囲は、保険契約者が投資を選択する裁量権を持つ全ての契約を含んでいる。</p> <p>FASBは現在、信用リスクの変動をどのように表示すべきかについて審議している。</p>
開示の拡大	<p>将来保険給付債務についての情報は開示され、それには債務の帳簿価額を計算する際に用いられた仮定の開示が含まれる。</p>

FASBは、今後の会議において給付保証についての議論を継続し、有配当契約の会計モデル、開示及び移行規定についての変更も合わせて検討する予定である。

FASBは、基準書の最終化の前に公開草案を発行する予定であり、2016年中に意思決定プロセスを完了する予定である。

別表：IASBの再審議の要約

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
コメント募集した論点		
契約上のサービス・マージンのアンロック	<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去に損失を認識した後、見積りの有利な変動が生じた場合、当該有利な変動は、過去に認識した損失のうち、将来のカバー及びその他のサービスに関連する損失の振戻しとなる範囲で、当期純利益を通じて認識する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 将来のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の過去及び現在の見積りの差は、契約上のサービス・マージンがゼロを下回ることはないという前提で、契約上のサービス・マージンに加減される。結果として、過去及び現在の期間のカバー及びその他のサービスに関連するリスク調整の変動は、ただちに当期純利益に認識されることになる。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無配当契約について、以下に対して契約開始時点でロック・インされた割引率を使用する。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約上のサービス・マージンに係る利息計上 - 契約上のサービス・マージンを調整するキャッシュフローの現在価値の変動額の計算 	無
割引率及びその他の市場変数による変動の影響をOCIで表示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は会計方針として、次のいずれかを選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> - 割引率及びその他の市場変数の変動を、当期純利益とOCIとに分解する。 - 保険投資費用を、現在測定ベースを用いて当期純利益に表示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は市場変数の変動によってたらされたキャッシュフローの金額の見積りの変動を、包括利益計算書において割引率の変動と整合的に、同じ場所に表示する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市場変数の変動によって生じた保険契約の測定の変動を当期純利益とOCIとに分解する目的は、保険投資費用を原価測定ベースを用いて当期純利益に表示することである。IASBは、原価測定ベースを用いて保険投資費用を決定する詳細な方法を特定しない。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 適用ガイダンスを追加し、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に従い、企業は、契約が含まれるポートフォリオ、保有する資産及び当該資産の会計処理方法を考慮して、類似する契約について一貫した会計方針を選択適用することを明確化する。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 割引率及びその他の市場変数の変動による影響の表示に関する会計方針の変更に対しても、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」の要求事項が修正されずに適用される。 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が割引率及びその他の市場変数の変動による影響をOCIに表示することを選択した場合、以下を認識する。 <ul style="list-style-type: none"> - 当期純利益には、契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された利息費用を認識する。 - OCIには、報告日時点で適用される割引率を使用して測定された保険契約負債の金額と、保険契約が当初認識された時点で適用された割引率を使用して算定された保険契約負債の金額との差を認識する。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
割引率の変動による影響をOCIで表示(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - すべての保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> • 現在の割引率を用いて算定された利息費用 • 当期中の割引率の変動による保険契約負債の測定額への影響 • 当期に契約上のサービス・マージンを調整する、将来キャッシュフローの見積りの変動の現在価値を、保険契約の当初認識時の割引率及び現在の割引率を用いて算定した場合の差 - 割引率の変動の影響をOCIを用いて表示する選択をした保険契約ポートフォリオについて、包括利益合計に含まれる利息費用について、少なくとも以下の構成要素に分解した分析の開示 <ul style="list-style-type: none"> • 当期純利益に計上された、保険契約の当初認識時の割引率を用いて算定された利息費用 • 当期におけるOCIの推移変動 	有
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される無配当契約については、企業が割引率の変動による影響をOCIで表示する場合、発生保険金に関する負債の利息費用を決定するために用いられる割引率は、保険金が発生した日におけるロック・インされた割引率である。これはPAAにおいて不利な契約に係る負債が計上される場合にも適用され、この場合、ロック・インされた割引率は不利な契約に係る負債が認識された日の割引率となる。 	有
保険契約収益	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険料の情報が一般に理解されている収益の概念と一致しない場合には、企業は当該保険料の情報を包括利益計算書に表示してはならない。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第56項から第59項、B88項からB91項に記載のとおり、保険契約収益を包括利益計算書に表示する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は以下の情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険契約資産または負債の構成要素に関する期首残高と期末残高の調整表 - 当期の保険契約収益と当期に受け取った保険料の調整表 - 当期に認識された保険契約収益を算定する際に用いられたインプット - 当期に新たに認識された保険契約が財政状態計算書の金額に与える影響 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ PAAで会計処理される契約においては、保険契約収益は時の経過に基づき認識される。ただし、予想されたリスクの解放パターンが時の経過に基づくものと著しく異なる場合には、保険契約収益は保険金及び給付金の発生が予想される時期に基づいて認識される。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
有配当契約		
変動手数料アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 直接連動の有配当契約(すなわち、以下の要件を満たす契約)について、契約上のサービス・マージンは、企業がサービスの対価として稼得すると見込む変動手数料の見積りの変動に対してアンロックする。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約上、保険契約者は、基礎となる項目の明確に特定されたプールにおける確定された割合に閲与することが明記されている。 - 企業は、基礎となる項目からのリターンの重要な割合と同額を保険契約者に対して支払うと見込んでいる。 - 企業が保険契約者に支払うと見込んでいるキャッシュフローの重要な部分は、基礎となる項目からのキャッシュフローに連動することが見込まれている。 	有
契約上のサービス・マージンの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時の経過に基づき、契約上のサービス・マージンを当期純利益に認識する。 	有
直接連動の有配当契約契約に対するヘッジ活動から生じる会計上のミスマッチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業が保険契約の評価に変動手数料アプローチを使用し、保険契約に組み込まれた保証から生じる金融市場リスクを軽減するためにFVTPLで測定されるデリバティブを使用する場合、保険契約に組み込まれる保証について履行キャッシュフローを使用して測定される価値変動を当期純利益に認識することができる。ただし、以下のすべての要件を満たす場合に限る。 <ul style="list-style-type: none"> - 当該リスク軽減が企業のリスク管理戦略と整合している。 - 保証とデリバティブの間に経済的相殺がある。すなわち、組み込まれた保証とデリバティブの価値またはキャッシュフローは、軽減されるリスクの変動に対して同様に反応するため一般的に反対方向に動く。企業は、経済的相殺を評価する上で会計上の測定の違いを考慮しない。 - 信用リスクが経済的相殺に影響を与えないこと。 ■ 企業は以下を行わなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 保証の価値変動を当期純利益に認識し始める前に、保険契約に組み込まれた金融市場リスクを軽減するためにデリバティブを使用するための、リスク管理目的とリスク管理戦略を文書化する。 - 経済的相殺がもはや存在しなくなった日から将来に向かって、保証の価値の変動を当期純利益に認識することを中止する。 	無

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
市場変数から生じる変動の分解—経済的ミスマッチのない直接連動の有配当契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約とその基礎となる項目との間に経済的ミスマッチがない契約については、変動を分解する目的は、以下の項目間で生じる当期純利益における会計上のミスマッチを解消するように保険投資費用を表示することであるように修正される。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険投資費用 - 当期純利益において原価ベースで測定される保有項目、すなわち、当期簿価利回りアプローチ(CPBY) ■ したがって、市場変数の変動から生じる契約の変動(すなわち、基礎となる項目の公正価値の変動)と保険投資費用との差額はOCIで認識される。 ■ 下記の場合、経済的ミスマッチは存在しない。 <ul style="list-style-type: none"> - 契約が直接連動の有配当契約である場合。すなわち、企業は保険契約者に基礎となる項目の公正価値を支払う義務があるため、変動手数料アプローチを適用する場合。 - 企業は、選択もしくは強制的に、基礎となる項目を保有する場合。 ■ 企業が当期簿価利回りアプローチへの、または当期簿価利回りアプローチからの変更を要求される場合、以下を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> - OCI累計額の期首残高を修正再表示しない。 - 以下のとおり、変更をした期及び将来期間において、変更日におけるOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業が従来、実効金利法を適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて決定した実効金利を使用してOCI累計額の残高を当期純利益に認識する。 - 企業が従来、当期簿価利回りアプローチを適用していた場合、変更前と同じ仮定を用いて、OCI累計額の残高を当期純利益に引き続き認識する。 - 前期の比較情報を修正再表示しない。 - アプローチの変更が生じた期に、以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 変更理由の説明及び財務諸表の各項目に与える変更の影響 - 当期簿価利回りアプローチを適用しなくなった契約(以前は適用していた)の価値及び当期簿価利回りアプローチを適用することとなった契約(以前は適用していないかった)の価値 	有 有 有
有配当契約に対する会計方針の選択	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基礎となる項目と経済的なミスマッチがない直接連動の有配当契約を含む有配当契約について、企業は、包括利益計算書における市場変数の変動から生じる変動の分解に関して、上述のとおり会計方針の選択を行う。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
移行		
移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は、遡及適用が実務上不可能である場合を除き、新しい保険契約に関する基準書をIAS第8号に準拠して遡及的に適用する。 ■ 簡素化された遡及アプローチの適用に関して、表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整として当初認識時のリスク調整を見積ることに代えて、企業は表示される最も早い期間の期首におけるリスク調整にその時点までに予想されるリスク解放を調整してリスク調整を見積る。予想されるリスクの解放は、表示される最も早い期間に発行された類似の保険契約のリスク解放を参照して決定する。 ■ 完全な遡及適用が実務上不可能であるような環境では、市場変数の変動によりキャッシュフローの金額が変動する契約の保険投資費用(及びOCI累計額)を決定するアプローチは以下のように簡素化される。 <ul style="list-style-type: none"> - 保険投資費用を原価ベースで当期純利益に表示することを目的とする契約については、企業は、最も古い市場変数の仮定を、最初に新しい保険契約に関する基準書を適用する際に生じる市場変数の仮定であるとみなす。したがって、新しい保険契約に関する基準書を最初に適用する時において、OCI累計額の残高はゼロとなる。 - 当期簿価利回りアプローチを適用する契約については、保険投資費用(または収益)は、企業が保有する項目について当期純利益に表示される利得(または損失)と同額かつ反対の符号となる。 ■ 簡素化された遡及アプローチの適用が実務上不可能な場合、公正価値アプローチを適用し、以下の事項を決定する。 <ul style="list-style-type: none"> - 表示される最も早い期間の期首における保険契約の公正価値と履行キャッシュフローとの間の差異としての契約上のサービス・マージン - 公開草案で提案された簡素化された遡及アプローチを適用し当初認識時の割引率を見積ることによって計算される当期純利益に認識する利息費用と関連するOCI累積額 ■ 簡素化された遡及アプローチや公正価値アプローチに従って測定された契約が存在する各表示期間においては、以下のアプローチを利用して測定された契約と別に、公開草案のC8項で提案された情報を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - 簡素化された遡及アプローチ - 公正価値アプローチ 	<p>無</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p> <p>有</p>

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
その他の論点		
契約上のサービス・マージンの当期純利益への認識	<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約上のサービス・マージンは、保険契約に基づくサービスの移転を最もよく反映する規則的な方法で保険カバー期間にわたって当期純利益へ認識する。 	無
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 無配当契約の場合、契約上のサービス・マージンが表すサービスとは、以下の保険カバーである。 <ul style="list-style-type: none"> - 時の経過に基づき提供される。 - 保有契約数の推移予想を反映する。 	有
固定料金のサービス契約	<ul style="list-style-type: none"> ■ 企業は公開草案第7項(e)の要件を満たした固定料金のサービス契約に対して、収益認識に関する会計基準を適用することができる(強制ではない)。 	有
重要な保険リスク	<ul style="list-style-type: none"> ■ 発行者が現在価値ベースで損失を被る可能性がある場合にのみ重要な保険リスクが生じることを明確化するため、公開草案のガイダンスが修正される。 	有
ポートフォリオの移転及び企業結合	<ul style="list-style-type: none"> ■ ポートフォリオの移転または企業結合により取得した契約は、ポートフォリオの移転または企業結合の日に発行されたものとして会計処理することを明確化するため、公開草案の第43-45項が修正される。 	有
観察可能なデータがない場合の割引率の決定	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保険契約のキャッシュフローを貨幣の時間価値について調整する割引率は、保険契約のキャッシュフローと同じ特徴を有する商品の観察可能な現在の市場価格と整合する。 ■ 割引率の決定にあたり、企業は以下の判断を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 観察可能な取引と測定対象の保険契約の差について調整するために、観察可能なインプットに適切な調整を確實に行う。 - その状況において利用可能な最善の情報を用いて観察不能なインプットを設定する。利用可能な最善の情報以外の情報についても、市場参加者がそれらのインプットを評価する方法を反映するという目的と整合するようとする。したがって、観察不能なインプットは利用可能な関連する市場データと矛盾するものであってはならない。 	無 有
再保険契約から生じる利得の非対称な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当初認識後において、元受契約の将来キャッシュフローの見積りの変動が即時に当期純利益に認識される場合、当該変動により生じる再保険契約の将来キャッシュフローの見積りの変動は当期純利益に認識しなければならない。 	有

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
集約のレベル	■ 保険契約に関する基準書の目的は、個々の保険契約の測定の原則を提供することであるが、その目的を達成できるのであれば、企業は保険契約を集約することができることを明確化する。	無 ¹⁰
	■ 保険契約ポートフォリオの定義を修正し、「類似のリスクに対する補償を提供し、単一のプールで一緒に管理される契約」とする。	有
	■ 当初認識時における契約上のサービス・マージンまたは損失を測定する際、企業は不利な契約を利益の出る契約と組み合わせることはないことを説明するガイダンスを追加する。当初認識時において、契約が不利であるか否かを決定するために、企業は事実及び状況を検討する。	有
	■ 当初認識後における契約上のサービス・マージンを測定する際、企業が契約を集約し、それが保険契約に関する基準書の目的に適合する方法についての例を提供する。	有
IFRS第9号と新たな保険契約に関する基準書との適用日の相違		
現行IFRS第4号の暫定的な改訂案 —上書きアプローチ	■ IFRS第4号は改訂される。保険事業に関連する特定の資産について、企業は以下の差額を当期純利益から除外し、OCIに認識することが認められる。 – IFRS第9号のもとで当期純利益に認識される金額 – IAS第39号のもとで当期純利益に認識される金額	N/A
	■ 調整は次に該当する企業にのみ適用される。 – IFRS第4号に基づいて会計処理される保険契約を発行する企業 – IFRS第4号とIFRS第9号を同時に適用する企業	N/A
	■ 提案される要求事項の適用日は、2018年1月1日以降開始する報告年度とする。IFRS第9号を早期適用する場合には、早期適用することができる。	N/A
	■ 上書きアプローチには有効期限はない。	N/A
上書きアプローチ —金融資産の適用要件	■ 以下の両方の要件を満たす金融資産について、上書き調整を行うことができる。 – IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約に関連する資産として、企業が指定する金融資産 – IFRS第9号のもとでFVTPL区分に分類されるが、IAS第39号のもとではFVTPLに分類されなかつたであろう金融資産	N/A
	■ 上記金融資産の指定は、金融資産とIFRS第4号の適用範囲に含まれる契約の関係に変更が生じた場合にのみ見直される可能性がある。	有

10 スタッフの見解では、この決定は既に公開草案に含まれている原則の明確化を意味する。しかし、公開草案の多くの回答者は異なる集約レベルの適用方法が不明確であるとコメントした。したがって、この明確化により、原則の適用が変更される可能性がある。

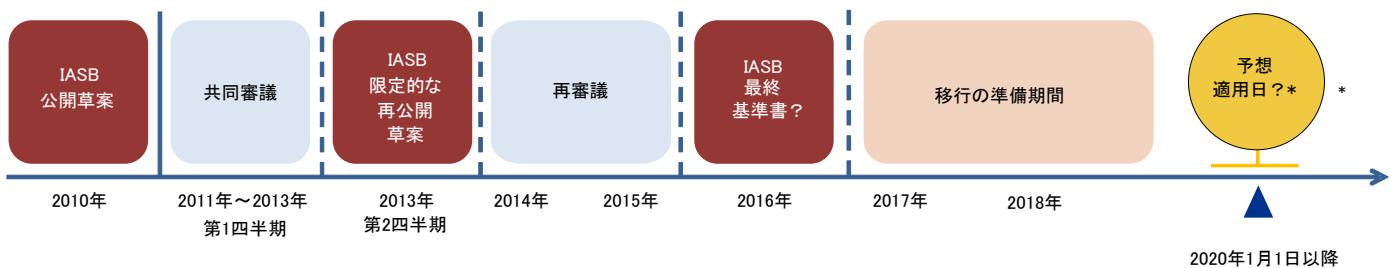
IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
上書きアプローチ —移行:アプローチ の適用開始	■ 企業は、IFRS第9号を最初に適用(早期適用を含む)する時にのみ、上書きアプローチの適用を開始することができる。上書きアプローチを適用せずにIFRS第9号を適用した企業は、事後的に上書きアプローチを適用することはできない。	N/A
	■ 上書きアプローチは、IFRS第9号への移行時に、適格金融資産に対して遡及的に適用する。下記の差額に等しい金額を、OCIの期首残高の調整として認識する。 <ul style="list-style-type: none"> - 適格金融資産の公正価値 - IFRS第9号への移行直前におけるIAS第39号に基づく償却原価または帳簿価額 	N/A
	■ IFRS第9号に基づいて比較情報を修正再表示する場合にのみ、上書きアプローチを反映するために比較情報を修正再表示する。	N/A
上書きアプローチ —移行:アプローチ の適用中止	■ 新しい保険契約に関する基準書を適用する時に、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。また、それよりも前に上書きアプローチの適用を停止することもできる。	N/A
	■ 上書きアプローチの適用を停止する場合、OCIに累積された過年度の上書き調整額全額を、表示される最も早い報告期間の期首または上書きアプローチが最初に適用された報告期間の期首のうち、いずれか遅い時点で利益剰余金に振り替える。	N/A
上書きアプローチ —金融資産の再指 定	■ 企業は、金融資産が最初に適用要件を満たす時に、将来に向かって上書きアプローチを適用することができる。	N/A
	■ 金融資産が適用要件をもはや満たさない場合、上書きアプローチの適用を停止しなければならない。当該資産に係る上書き調整に関連するOCI累計額の残高は、ただちに当期純利益に振り替える。	N/A
上書きアプローチ —表示及び開示	■ 上書き調整の金額は、当期純利益またはOCI、あるいはその両方に単一の科目で表示する。企業は、上書き調整の金額を分解して当期純利益に表示することもできる。	N/A
	■ 上書きアプローチを適用する企業は、各報告期間において、以下の開示を行う。 <ul style="list-style-type: none"> - 上書き調整を行っている事実及び上書き調整が関連する金融資産 - 上書き調整を行う金融資産の決定に関する方針 - 各報告期間における上書き調整合計額の説明を、上書き調整がどのように行われているかを財務諸表利用者が理解できるような方法で開示する - 包括利益計算書における表示科目に対する上書き調整の影響(包括利益計算書において個別に識別していない場合) 	N/A

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無						
上書きアプローチー表示及び開示 (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融資産の移動及び金融資産の再指定について、下記の事項を開示する。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産</td><td style="width: 50%;">上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産</td></tr> <tr> <td>当期純利益及びOCIに計上される上書き調整額</td><td>当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額</td></tr> <tr> <td></td><td>OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額</td></tr> </table>	新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産	上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産	当期純利益及びOCIに計上される上書き調整額	当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額		OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額	N/A
新たに上書きアプローチの適用範囲に含まれる金融資産	上書きアプローチの適用範囲から除外される金融資産							
当期純利益及びOCIに計上される上書き調整額	当期純利益及びOCIに計上されていたであろう上書き調整額							
	OCI累計額から当期純利益に振り替えられる上書き調整額							
現行IFRS第4号の暫定的な改訂－延期アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号の提供範囲に含まれる保険契約を発行する特定の企業に対してIFRS第9号の適用を延期するように、IFRS第4号は改訂される。 ■ IFRS第9号を既に適用している企業は、IFRS第9号の適用を停止してIAS第39号を適用することはできない。 ■ 提案される要求事項の適用日は2018年1月1日以降開始する報告年度とする。IFRS第9号を早期適用する場合には、早期適用することができる。 ■ 延期アプローチの有効期限は、遅くとも2021年1月1日以降開始する報告年度より後にはならない。2021年1月1日より後において、保険契約に関する基準書が未だ有効ではない場合には、企業は上書きアプローチの適用を選択することができる。 ■ 延期アプローチの適用は、強制ではなく容認される。 	N/A N/A N/A N/A N/A						
延期アプローチー適用要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ IFRS第4号の適用範囲に含まれる保険契約を発行する企業は、保険契約の発行が当該報告企業の重要な活動である場合に、IFRS第9号の適用を延期することができる。IFRS第9号の適用延期は、報告企業が保有する金融資産のすべてについて適用される。 ■ 企業は次の項目に基づいて初めて初めに保険事業が重要であるか否かを評価することが要求される。 <ul style="list-style-type: none"> - IFRS第4号の適用範囲に含まれる契約から生じる負債の総額が、 - IFRS第9号の適用を延期しなかったならば最初にIFRS第9号の適用が要求される日の負債総額に占める割合 ■ 保険事業が重要であるか否かの評価において定量的な閾値はないが、IFRS第4号の改訂の結論の根拠において、企業の保険事業が重要ではないとみなされるレベルを示す事例を含まる。 ■ 企業は、企業の重要な活動に変化をもたらす可能性のある企業構造の明らかな変化が生じた場合に、次の年次報告日において保険事業が重要な活動であるか否かを再評価しなければならない。 	N/A N/A N/A N/A						

IASBの審議	IASBの決定	公開草案からの 変更の有無
延期アプローチー適用要件(続き)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 再評価の結果、保険事業がもはや重要ではないと判断した場合には、下記の事項が要求される。 <ul style="list-style-type: none"> - 翌期首からIFRS第9号を適用しなければならない。 - 再評価を行った報告期間に以下を開示しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 企業はもはや延期アプローチに適格ではない旨 - 適格ではない理由 - 重要という要件を満たさなくなった原因である事業構造の変化が生じた日 	N/A
上書きアプローチー開示	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチを適用する企業は以下を開示する。 <ul style="list-style-type: none"> - IFRS第9号の適用の延期を選択している旨 - 延期の適用要件をどのように満たすのかに関する説明 - 金融資産の性質及び信用度に関する情報 	N/A
上書きアプローチー移行	<ul style="list-style-type: none"> ■ 延期アプローチを適用する場合、要求される開示を提供するために必要な範囲で、IFRS第9号の移行規定を利用する。 ■ 延期アプローチを適用する企業は、新しい保険契約に関する基準書の適用日より前に、延期アプローチの適用を停止することができる。新しい保険契約に関する基準書を初めて適用する事業年度の期首からは、IFRS第9号を適用する必要がある。 ■ IFRS第9号を初めて適用する場合、IFRS第9号の移行規定に従う。延期アプローチのもとで要求される開示は不要となる。 	N/A

マイルストーンと今後のスケジュール

IASBは保険契約の提案を再検討し、2013年6月に公開草案「保険契約」(ED/2013/7)を公表した。最終基準書は、2015年中の公表は予想されない。



KPMGの出版物はプロジェクトの異なる側面を検討しています。

	KPMGの出版物
1	IFRS Newsletter: Insurance (issued after IASB deliberations)
2	New on the Horizon: Insurance contracts (July 2013)
3	Challenges posed to insurers by IFRS 9's classification and measurement requirements
4	Evolving Insurance Regulation: The journey begins (March 2015)

保険契約プロジェクトに関する詳細な情報(IASBの保険の提案に関するKPMGの出版物を含む)は、[KPMGのウェブサイト](#)をご参照ください。また、本ニュースレターではFASBの保険契約プロジェクトの動向について取り上げていませんが、ウェブサイトでは2014年2月以降のFASBの保険契約に関する情報も掲載されています。2014年2月以降のFASBの保険契約プロジェクトに関する詳細な情報は、[Issues&Trends in Insurance](#)をご参照ください。

[IASBのウェブサイト](#)及びFASBのウェブサイトには、ボード会議の概要、会議配布資料、プロジェクトの要旨、ステータス・アップデートが掲載されています。

編集・発行

有限責任 あづさ監査法人

IFRSアドバイザリー室

ファイナンシャルサービス本部

azsa-ifrs@jp.kpmg.com

このニュースレターは、KPMG KFRG Limitedが2015年9月に発行した「IFRS-Insurance Newsletter」を翻訳したものです。翻訳と英語原文間に齟齬がある場合は、当該英語原文が優先するものとします。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めていますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

www.kpmg.com/jp/ifrs/

IFRS 保険 ニューズレター（IFRS – Insurance Newsletter）は、KPMGが提供する、保険契約プロジェクトに関する最新情報です。

このニュースレターにおいて解説された内容に関し、追加的な情報を求めの方は、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡下さい。